

社団法人日本外科学会役員・代議員等選任規則（定款施行細則第3号）

第1章 役員を選任

第1節 総則

（適用）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の役員は、本会の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任する。

（選任の方法）

第2条 理事長を除く役員を選任は、総会に出席した代議員の無記名投票の選挙によって行う。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

（開票立会人）

第3条 役員選挙に当たって、議長は、総会に出席した代議員の中から、2名以上の開票立会人を指名する。

2 開票立会人は、開票を監督し、その選挙に関して生じた疑義を処理する。

（投票の無効）

第4条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- 1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- 2) 被選挙権有権者でない者の氏名を記載したもの。ただし、投票を連記によって行った場合は、被選挙権有権者でない者の氏名を記載したものだけを無効とする。
- 3) 記載した氏名を確認できないもの。
- 4) 連記投票において同一の被選挙権有権者の氏名を重複して記載したもの。ただし、この場合は1票だけを有効とし、他を無効とする。
- 5) 単記投票において複数の氏名を記載し、又は連記投票において定められた連記数を超える数の氏名を記載したもの。ただし、この場合はその投票のすべてを無効とする。
- 6) 議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの。

（得票数の同数）

第5条 役員選挙において、得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならない場合は、開票立会人が抽籤によって当選者を決定する。

第2節 理事及び監事を選任

（選任の時期）

第6条 理事及び監事は、代議員選挙の行われた年の総会で選任する。

（理事の選任）

第7条 選挙によって選任される代議員（以下、選挙代議員と略記）及び選挙によらないで選任される代議員（以下、非選挙代議員と略記）並びに非選挙代議員の候補者（以下、非選挙代議員候補者と略記）は、理事の候補者（以下、理事候補者と略記）になることができる。ただし、理事の通算任期を満了した者は、理事候補者となることができない。

2 理事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 前項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。

4 理事長は、理事の選挙を行う総会の10日前までに到着するよう、理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した理事選挙広報を代議員及び非選挙代議員候補者に送付する。

5 選挙は、理事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの代議員が投票する数は14名とする。

6 得票数の最も多かった者から、順次、14名までの理事候補者を当選者とする。ただし、理事候補者数が14名を超えないときは、総会の議決によって、選挙を行うことなく理事候補者を理事として選任することができる。

7 本条第2項に定めた期日までに理事に欠員を生じたときは、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。

（監事の選任）

第8条 監事の候補者（以下、監事候補者と略記）は、代議員及び非選挙代議員候補者とする。ただし、監事の通算任期を満了した者は、監事候補者として選任することができない。

2 監事に届け出しようとする者は、前条第2項に定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出るものとする。

- 3 選挙は、監事候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの代議員が投票する数は3名とする。
- 4 得票数の最も多かった者から、順次、3名までの監事候補者を当選者とする。
- 5 前条第2項に定めた期日までに監事に欠員を生じたときは、前回の監事選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。

(次点者の順位)

第9条 理事及び監事の選挙において、得票数が同数の候補者がいるときは、開票立会人が、抽籤によって、その順位を決定し、総会の承認を受ける。

(補欠選挙)

第10条 第7条第7項及び第8条第5項の規定にかかわらず、次点者を繰り上げることができない場合は、補欠選挙を行って、理事及び監事を補欠で選任することができる。

- 2 前項に定める補欠選挙には、第7条及び第8条の規定を準用する。

(補欠役員の任期)

第11条 補欠によって選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、通算3期を超えることができない。

- 2 補欠によって選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、通算2期を超えることができない。

第3節 理事長の選任

(理事長の選任)

第12条 理事長の選任は、代議員選挙の行われた年の総会終了後に行う。

(理事長の任期)

第13条 理事長の任期は、定款第16条の規定にかかわらず、選任された時に始まり、次期理事長が選任された時に終わる。

(幹事)

第14条 理事長はその業務の補佐、若しくは定期学術集会の主宰を補佐させるため、会員の中から幹事を委嘱することができる。

- 2 幹事は、無給とする。ただし、幹事には費用を弁済することができる。

第2章 代議員の選任

第1節 総則

(適用)

第15条 代議員は、本会の定款に定められたことのほかは、この規則によって選任する。

(代議員の区分)

第16条 代議員は、その選任の方法により、選挙代議員と非選挙代議員とに区分する。

第2節 選挙代議員の選任

(選挙代議員の定数)

第17条 選挙代議員の定数は、250名以上270名以内とする。

(選挙管理委員会)

第18条 選挙代議員の選挙（以下、選挙と略記）を管理するため、本会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の委員は、会員の中から、理事長が、第19条に定める選挙区について、それぞれ1名ずつ委嘱する。

- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の中から理事長が委嘱する。

(選挙区及び選挙区別の定数)

第19条 選挙区は、別表のとおりとする。

- 2 各選挙区における選挙代議員の定数は、選挙のつど、理事会が決定し、選挙管理委員会は、これを第20条及び第21条に定める有権者に公告する。

- 3 前項に定める公告は、第26条に定める選挙の公告と同時にを行うものとする。

(選挙権の有権者)

第20条 選挙権の有権者は、次の各号の会員とする。

- 1) 正会員であって、かつ、選挙が行われる前年の9月30日（必着）までに、当該会計年度の会費及び前年度会計年度の会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者
 - 2) 特別会員
 - 3) 名誉会員
 - 4) 本会会費規則第2条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、9月30日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の日を繰り上げるものとする。
(被選挙権の有権者)

第21条 被選挙権の有権者は、選挙が行われる前年の9月30日において、引続き満5年以上、正会員であって、かつ、選挙が行われる前年の9月30日（必着）までに、その会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者とする。

2 前条第2項の規定は、本条の場合に準用する。
（有権者の所属する選挙区）

第22条 有権者の所属する選挙区は、選挙が行われる前年の6月1日現在の主たる勤務地によって定める。ただし、現に勤務していない者は居住地による。
（有権者名簿）

第23条 選挙管理委員会は、次の各号の会員について、それぞれ選挙区ごとの第1次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の8月31日までに会員に送付する。

- 1) 正会員であって、かつ、選挙が行われる前年の6月1日までに、その会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者
- 2) 特別会員
- 3) 名誉会員
- 4) 本会会費規則第2条ただし書の規定により会費の納入を免除された正会員

2 選挙管理委員会は、正会員であって、かつ、選挙が行われる前年の6月2日から9月30日（必着）までの間に、その会費が本会の会計に入金したことを選挙管理委員会が確認した者について、それぞれ選挙区ごとの第2次有権者名簿を作成し、選挙が行われる前年の11月15日までに有権者に送付する。

3 本条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、6月1日又は9月30日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ入金の期日を繰り上げるものとする。
（有権者名簿に対する異議）

第24条 有権者は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めるときは、第1次有権者名簿については9月30日までに、第2次有権者名簿については11月30日までに、選挙管理委員会に異議の申立をすることができる。ただし、本項に定める期日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ本項に定める期日を繰り上げるものとする。

2 前項の異議の申立は、異議の内容を明記し、かつ、自筆によって署名押印した文書をもって、前項に定める期日の午後5時までに必ず到着するよう、書留郵便によって、異議を申し立てる有権者本人が行わ

なければならない。その他の方法による異議の申立は、これを受理しない。

3 選挙管理委員会は、異議が正当であると認めるときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

4 選挙管理委員会は、異議が正当でないとき、異議を申し立てた有権者本人に、その旨を通知しなければならない。

5 前項の規定によって、異議が正当でない旨を有権者本人に通知した後は、同一の内容にかかわる異議の申立は、これを受理しない。

（選挙管理委員会による有権者名簿の訂正）

第25条 選挙管理委員会は、有権者名簿に脱漏又は誤記があると認めるときは、有権者名簿を訂正し、その旨を必要な範囲において、有権者に通知しなければならない。

（選挙の公告）

第26条 選挙管理委員会は、選挙が行われる前年の12月20日までに、有権者に対して、文書によって選挙を実施することを公告しなければならない。

（候補者）

第27条 被選挙権の有権者は、選挙代議員候補者（以下、候補者と略記）になることができる。

2 候補者になろうとする者は、選挙の公告があった日から予め選挙管理委員会が定めた日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、選挙が行われる年の3月31日現在において満66歳に達している者は候補者になることができない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、書面をもって意思を表示することなく、引き続き2回、総会に出席しなかった代議員は、その任期満了に伴う次期の選挙においては、候補者になることができない。

（候補者の推薦）

第28条 有権者は、被選挙権の有権者を候補者として推薦することができる。

2 有権者が候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ推薦しようとする者の承諾を得て、前条第2項に定める期間に到着するよう、書留郵便によって、有権者5名連署の上、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 本条第1項の規定にかかわらず、書面をもって意思を表示することなく、引き続き2回、総会に出席しなかった代議員は、その任期満了に伴う次期の

選挙においては、候補者として有権者の推薦を受けることができない。

(候補者の届出事項)

第29条 第27条及び第28条のそれぞれ第2項に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、候補者の住所、氏名及び生年月日を記載しなければならない。

2 第28条第2項に定める届出には、前項に定める事項のほか、候補者を推薦しようとする有権者の住所を記載しなければならない。

3 第27条及び第28条のそれぞれ第2項に定める届出には、別に代議員選挙広報に掲載するための経歴及び抱負を記載した書面を添付することができる。

(選挙広報)

第30条 選挙管理委員会は、選挙期間中、候補者の氏名、経歴及び抱負を掲載した代議員選挙広報を、1回、発行する。

2 選挙管理委員会は、別に、代議員選挙広報に掲載するための候補者の氏名、経歴及び抱負の記載方法の細目を定め、これを公告する。

(選挙の期日)

第31条 選挙の期日は、2月15日とする。ただし、選挙が行われる年の2月15日が土曜日である場合は前日に、日曜日である場合は前々日に、それぞれ選挙の期日を繰り上げるものとする。

(投票)

第32条 投票は、有権者1名につき1票とする。

(投票の方法)

第33条 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に、候補者1名の氏名を自書し、これを選挙の期日の午後5時までに必ず到着するよう、直接、選挙管理委員会あてに郵送するものとする。

2 投票は、無記名投票とする。

(開票)

第34条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

2 選挙区ごとに作成された得票集計表には、開票を行った選挙管理委員がこれに署名しなければならない。

(投票の無効)

第35条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- 1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの。
- 2) 候補者でない者の氏名を記載したもの。
- 3) 2人以上の氏名を記載したもの。
- 4) 候補者の氏名以外の事項を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称等を記入したものは有効

とする。

5) 記載した氏名を確認できないもの。

6) 選挙の期日までに到着しなかったもの。

(当選の決定)

第36条 選挙代議員は、選挙区ごとに、得票数の最も多かった者から、順次、第19条第2項に定める定数までの候補者を当選者とする。

2 得票数が同数の候補者があるときは、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。

3 選挙管理委員会は、選挙の結果を、速やかに公告する。

(無投票の選任)

第37条 候補者の数がその選挙区の選挙代議員の定数を超えない選挙区においては、投票を行うことなく、候補者を当選者とする。

(選挙代議員の任期)

第38条 選挙代議員の任期は、その当選が決定した日に始まり、次の選挙において選挙代議員が決定する前日に終わる。

2 第37条の規定によって当選者となった者の任期は、前項の規定を準用する。

(欠員の補充)

第39条 選挙が行われた翌年の通常総会の前日までに選挙代議員に欠員を生じたときは、理事長は、理事会の議を経て、欠員を生じた選挙区における次点者を、選挙代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって選挙代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

(選挙区の変更)

第40条 選挙代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に生じた選挙代議員数の減少については、その補充を行わない。

(選挙の疑義)

第41条 選挙代議員の選挙に関して疑義を生じたときは、選挙管理委員会の議決によって決定する。

第3節 非選挙代議員の選任

(選考委員会)

第42条 非選挙代議員候補者を選考するため、本会に非選挙代議員候補者選考委員会（以下、選考委員会と略記）を置く。

2 選考委員会は、次の各号の委員によって構成する。

- 1) 理事長
- 2) 理事若干名

- 3) 理事及び監事以外の正会員若干名
- 3 理事長以外の委員は、理事長が委嘱する。
- 4 選考委員会の委員長は、理事長とする。

(選考)

第43条 選考委員会は、選挙代議員の選挙が行われる前年の9月に開催し、第44条に定める関連学会及びこれに準ずる団体において指導的な業績を挙げていると認められる者であって、かつ、本会の正会員である者の中から、非選挙代議員候補者を選考する。ただし、第47条に定めた通常総会が開催される年の3月31日現在において満66歳に達している者を非選挙代議員候補者として選考することができない。

2 本条第1項の規定にかかわらず、書面をもって意思を表示することなく、引き続いて2回、総会に出席しなかった非選挙代議員は、その任期満了に伴う次期の非選挙代議員候補者の選考においては、非選挙代議員候補者として選考されることができない。

(関連学会及びこれに準ずる団体)

第44条 関連学会及びこれに準ずる団体は、本会と緊密な提携関係にある他の学会及び団体の中から、選挙代議員の選挙が行われる前年の通常総会の議を経て決定された学会及び団体とする。

(非選挙代議員候補者の公告)

第45条 第43条の規定によって選考された非選挙代議員候補者は、あらかじめその者の承諾を得て、これを公告する。

(非選挙代議員候補者の資格の喪失)

第46条 非選挙代議員候補者は、選挙代議員候補者となったときは、非選挙代議員候補者としての資格を喪失する。

2 前項の規定によって非選挙代議員候補者としての資格を喪失した者については、その補充を行わない。

(選任)

第47条 非選挙代議員候補者は、理事会及び通常総会の議決を経て、非選挙代議員として選任する。

(非選挙代議員の任期)

第48条 非選挙代議員の任期は、第47条に定めた通常総会の日に始まり、次々年度の通常総会の前日に終わる。

(欠員の補充)

第49条 選挙が行われた翌年の通常総会の前日まで非選挙代議員に欠員を生じたときは、理事長は、臨時選考委員会の選考及び理事会並びに総会の議決

を経て、非選挙代議員を補充することができる。

2 前項の規定によって非選挙代議員を補充したときは、理事長は、速やかにこれを公告する。

第3章 会頭及び次期会頭の選任

(会頭及び次期会頭)

第50条 本会の代議員は、定期学術集会を主宰する者を、会頭として選任する。

2 本会の代議員は、次期定期学術集会を主宰する者を、次期会頭として選任する。

3 会頭及び次期会頭は、理事会に参加して意見を述べることができる。

(会頭の選任)

第51条 会頭の選任は、次期会頭を次年度の会頭の候補者として、通常総会の議決によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときに限って、会頭の選任は、選挙によって行う。

1) 会頭が欠け、かつ、総会が会頭を補充することを議決したとき。

2) 次期会頭を次年度の会頭の候補者とすることができないとき。

3 前項に定める会頭の選挙は、次の各号の規定によって行う。

1) 代議員及び非選挙代議員候補者は、会頭の候補者（以下、会頭候補者と略記）になることができる。

2) 会頭候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日の午後5時までに到着するよう、書留郵便によって、その旨を理事長に届け出なければならない。

3) 前号に定める届出は、所定の用紙を用いて行い、会頭候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信及び定期学術集会の運営概要を記載しなければならない。

4) 理事長は、会頭の選挙を行う総会の10日前までに到着するよう、会頭候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信及び定期学術集会の運営概要を掲載した会頭の選挙広報を代議員及び非選挙代議員候補者に送付する。

5) 会頭の選挙は、会頭候補者を被選挙権有権者として、単記投票によって行い、得票数の最も多かった者を当選者とする。

6) 前項の規定にかかわらず、会頭候補者が1名のときは、総会の議決によって、選挙を行うことな

く会頭候補者を会頭として選任することができる。

- 7) 役員が会頭に選任された場合は、第53条の規定にかかわらず、選任された役員は、直ちに理事長に辞任を届け出なければならない。その際、理事長は理事会の議決を経ることなく、役員は辞任の届出を受理する。

(次期会頭の選任)

第52条 次期会頭の選任には、前条第3項の規定を準用する。この場合、同項の主文及び同項第1号並びに第7号に「会頭」とあるのは「次期会頭」と、同項第1号から第6号までに「会頭候補者」とあるのは「次期会頭候補者」と、同項の主文及び同項第4号並びに第5号に「会頭の選挙」とあるのは「次期会頭の選挙」と、それぞれ読み替えるものとする。

第4章 辞任

(役員はの辞任)

- 第53条** 役員を辞任しようとする者は、書面にて、その旨を理事長に届け出なければならない。
- 2 理事長は、理事会の議決を経て、辞任の届出を受理する。

(代議員の辞任)

第54条 代議員の辞任には、前条の規定を準用する。この場合、同条に「役員」とあるのは「代議員」と読み替えるものとする。

(会頭及び次期会頭の辞任)

第55条 会頭及び次期会頭の辞任には、第53条の規定を準用する。この場合、同条に「役員」とあるのは「会頭」と「次期会頭」とそれぞれ読み替えるものとする。

第5章 特別会員及び名誉会員

(特別会員候補者)

- 第56条** 本会の特別会員は、本会の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。
- 2 理事会は、会員の中から特別会員の候補者(以下、特別会員候補者と略記)を議決し、総会に推薦する。
- 3 特別会員候補者は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。
- 1) 年齢が満60歳を超えた者であること。
 - 2) 通算10年以上、代議員であったこと又は代議員であること。
 - 4 前項各号にかかわらず、理事会は、特別会員とし

て特にふさわしい者を、議決により、特別会員候補者として総会に推薦することができる。

(名誉会員候補者)

第57条 本会の名誉会員は、本会の定款に定められたことのほかは、本条によって推薦する。

- 2 理事会は、会員の中から名誉会員の候補者(以下、名誉会員候補者と略記)を議決し、総会に推薦する。
- 3 名誉会員候補者は、年齢が満60歳を超えた者であり、かつ、次の各号のいずれかの条件を満足する者でなければならない。

 - 1) 理事長又は会頭、若しくは次期会頭であったこと。
 - 2) 理事の通算任期を満了した者であること。

- 4 前項各号にかかわらず、理事会は、名誉会員として特にふさわしい者を、議決により、名誉会員候補者として総会に推薦することができる。

第6章 名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長

(名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長)

第58条 理事長は、理事会及び総会の議決を経て、この法人に対し特に顕著な貢献のあった名誉会員を、名誉理事長又は名誉会頭若しくは名誉会長として推薦することができる。

- 2 名誉理事長及び名誉会頭並びに名誉会長は、理事長及び理事会の諮問に応ずるものとする。
- (名誉理事長候補者)

第59条 理事会は、名誉理事長の候補者(以下、名誉理事長候補者と略記)を議決し、総会に推薦することができる。

- 2 名誉理事長は、次の各号の条件をすべて満足する者でなければならない。
 - 1) 年齢が満70歳を超えた者であること。
 - 2) 理事長の通算任期を満了した者であること。
 - 3) 名誉会頭又は名誉会頭の候補者(以下、名誉会頭候補者と略記)でないこと。 - 3 前項第1号及び第2号にかかわらず、理事会は、名誉理事長として特にふさわしい者を、議決により名誉理事長候補者として総会に推薦することができる。
- (名誉会頭候補者)

第60条 理事会は、名誉会頭候補者を議決し、総会に推薦することができる。

- 2 名誉会頭は、次の各号の条件をすべて満足する者

でなければならない。

- 1) 年齢が満70歳を超えた者であること。
 - 2) 会頭であったこと。
 - 3) 名誉理事長又は名誉理事長候補者でないこと。
- 3 前項第1号及び第2号にかかわらず、理事会は、名誉会頭として特にふさわしい者を、議決により名誉会頭候補者として総会に推薦することができる。
(名誉会長候補者)

第61条 名誉会長の推薦には、第60条の規定を準用する。この場合、「会頭」とあるのは「会長」と、「名誉会頭」とあるのは「名誉会長」と、「名誉会頭候補者」とあるのは「名誉会長候補者」と、それぞれ読み替えるものとする。

第7章 規則の変更及び廃止

(規則の変更)

第62条 この規則は、理事会及び総会の議決によって変更することができる。

(規則の廃止)

第63条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

附 則

- 1 この細則は、昭和42年4月1日から施行する。

(社団法人日本外科学会定款施行細則として)

- 2 この細則は、昭和46年9月1日から施行する。
(社団法人日本外科学会評議員選任定規則として)
- 3 この細則は、昭和54年5月29日から改正する。
(社団法人日本外科学会評議員選任定規則として)
- 4 この細則は、昭和57年4月1日から改正する。
(社団法人日本外科学会評議員選任定規則として)
- 5 この細則は、昭和58年4月5日から改正する。
(社団法人日本外科学会定款施行細則として)
- 6 この細則は、平成4年3月24日から改正する。
(社団法人日本外科学会役員・評議員選任規則として)
- 7 この規則は、平成5年4月20日から施行する。
- 8 この規則は、平成8年4月9日から改正する。
- 9 この規則は、平成12年4月11日から改正する。
- 10 この規則は、平成12年5月25日から改正する。
- 11 この規則は、平成13年4月10日から改正する。
- 12 この規則は、文部科学大臣の変更認可のあった日から改正する。(平成19年4月9日変更認可)
(社団法人日本外科学会役員・代議員等選任規則として)
- 13 この規則は、平成20年5月14日から改正する。
- 14 この規則は、平成21年4月1日から改正する。
- 15 この規則は、平成22年4月7日から改正する。

別表. 選挙区

区名	地 区	区名	地 区	区名	地 区
1	北海道	9	(東京3)大田, 目黒, 世田谷, 渋谷	16	滋賀, 京都, 奈良
2	青森, 秋田, 岩手			17	兵庫
3	山形, 宮城, 福島	10	(東京4)新宿, 中野, 杉並	18	大阪市
4	栃木, 群馬, 埼玉			19	大阪市を除く大阪府, 和歌山
5	茨城, 千葉	11	(東京5)板橋, 練馬, 区部を除く東京都	20	岡山, 鳥取, 島根
6	神奈川			21	広島, 山口
7	(東京1)文京, 台東, 荒川, 葛飾, 足立, 豊島, 北	12	山梨, 長野, 新潟	22	徳島, 香川, 高知, 愛媛
		13	富山, 石川, 福井	23	福岡
8	(東京2)墨田, 江戸川, 江東, 港, 千代田, 中央, 品川	14	愛知	24	佐賀, 長崎, 熊本
		15	静岡, 岐阜, 三重	25	大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄